

定期監査の結果の公表について

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査の結果について、同条第9項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成21年3月25日

八尾市監査委員	富 永 峰 男
同	八 百 康 子
同	伊 藤 輝 夫
同	岡 田 広 一

記

- 1 定期監査  
水道局
- 2 監査の結果  
別紙のとおり
- 3 問合せ先  
八尾市本町一丁目1番1号  
八尾市監査事務局  
電話番号 072-924-3896 (直通)
- 4 その他  
監査結果については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

八尾市長 田中誠太様  
八尾市議会議長 西川訓史様

八尾市監査委員 富永峰男  
同 八百康子  
同 伊藤輝夫  
同 岡田広一

## 定期監査結果報告書

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査等を実施したので、その結果について同条第9項の規定により提出する。

### 記

- 1 監査の実施期間  
平成20年12月1日から平成21年3月9日まで
- 2 監査の対象部局  
水道局（経営総務課、料金課、維持管理課、工務給水課、施設整備課、検査係）
- 3 監査の対象事項及び範囲  
監査の対象事項 財務事務等  
監査の範囲 平成19年度の事務事業
- 4 監査の目的及び着眼点  
財務事務等が関係法令に従って適切、かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、事前に監査資料の提出を求め、関係書類を審査し、かつ、担当職員からその執行状況の説明を聴取し質問を加える等の方法で実施した。
- 5 監査の結果  
財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、次の指摘事項のとおり、注意、検討又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、改善を要するものについては、その措置を講ずるとともに、改善の措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

## 【経営総務課】

### 1 日直手当について

日直勤務については、八尾市水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例及び八尾市水道局企業職員給与規程に基づき日直手当（1回4,200円）が支給されているが、同規程第33条第2項により特殊の勤務に服する職員として、7時間の時間外勤務手当相当分が加算支給されている。しかし、本来日直勤務とは、電話の收受や非常事態に備えて待機するもの等であって、継続して労働する必要のない勤務をいい、一方、時間外勤務とは、勤務時間外において行う通常の勤務をいうものであることから、日直勤務の実態に即し、適正な日直手当の額について早期に見直しするとともに、今後の日直業務のあり方についても検討されたい。

### 2 「深夜休息」について

水道局における配水管整備工事、配水管布設工事等は通常の勤務時間帯では交通に大きく支障をきたす等の場合は深夜に業務を実施しており、八尾市水道局企業職員給与規程に基づき、深夜勤務加算された超過勤務手当が支給されている。しかし、勤務実態を見ると長時間の深夜勤務の場合は半日等の「深夜休息」が付与されている。これは昭和47年10月に締結した労使協議に基づくものであるが、当時は夜間工事にならざるを得ない状況の中で、深夜勤務も多く、職員の健康管理面からとられた措置であることは一定理解できるものの、今日、超過勤務手当と「深夜休息」を付与していることは、到底理解が得られないものとする。今後は職員の健康面にも留意した中で、深夜工事のあり方や手法等について検討するとともに「深夜休息」については、改善を図ること。

### 3 休憩時間の付与について

時間外勤務に従事し、1日の労働時間が8時間を超えた者について、昼休み（45分）以外の休憩時間が与えられていないものが大半を占めていた。

労働基準法及び八尾市水道局就業規則では、1日の労働時間が8時間を超える場合においては、少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中で与えなければならないとされているので、法令を遵守し、職員の健康管理に努めること。

### 4 備品の管理について

物品整理簿より抽出し、現品と照合したところ、おおむね適正に管理されていた。

## 【料金課】

### 1 滞納整理業務について

滞納分の水道料金の対応については、委託業者と連携し徴収に努めているが、滞納整理に係る情報の活用により、滞納金額別や滞納期間別の状況の集計を行うなど滞納状況の把握、分析を的確に行い、督促体制の更なる強化を図り、より効率的な徴収に努めること。

### 2 不納欠損処理について

平成19年度不納欠損処理については、年度末に下水道使用料の消滅時効に合わせて5年経過した水道料金徴収不能分を一括処理されているが、処理に係る伺書において個別の徴収不能理由が記載されていなかったため、八尾市水道局会計規程に基づき適正に処理すること。また、不納欠損処理については、負担の公平性の原則からも安易な処理とならないよう努めること。

### 3 業務委託契約について

(1) 計量業務については個人委託と法人委託の2形態でそれぞれ別に契約しており、業務内容はほぼ同様である。しかし、本業務はこれまで長年にわたり個人委託によって担われてきた経過もあり、単価設定は法人委託契約とは異なったものとなっている。現在、個人委託契約について単価引き下げの努力はさ

れているものの、引き続き引き下げに努めること。

- (2) 契約書に記載された業務遂行上必要とされる事項のうち、一部の届出や協議の内容について記録が保存されていないものが見受けられた。契約書に記載された義務等は確実に履行を求めること。
- (3) 量水器取付等関連業務委託契約、水道料金徴収事務委託契約について、決裁が終了した後に内容を変更して契約を締結しているものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。また、委託契約において契約内容を変更する場合、変更理由を記載して決裁に付す等適正な手続を経ておくこと。

## 【維持管理課】

修繕料金の不納欠損処理について

市民から依頼された給水装置の修繕業務は原因者の負担が原則であり、未収分にかかる督促は徴収委託業者の担当となっている。修繕料金の消滅時効期間は3年とされており、3年を経過した未回収の債権については平成19年度において平成16年度分を対象として35件、35万3千円が不納欠損処理されたが、伺書による決裁が行われておらず、処理の理由等が明確にされていないので、今後は、八尾市水道局会計規程に基づき、適正に処理すること。

## 【工務給水課】

各課共通事務で指摘した事項を除き、特に指摘すべき事項はなかった。

## 【施設整備課】

### 1 水源設備工事の修繕工事等について

受配水施設（8箇所）の環境衛生管理業務（庭園整備等）において、3区分して競争入札により実施しているが、各発注仕様書の作業種別・規格・総数量などが、別表記載の実施時期一覧における作業回数や実施予定月と一致していないものが見受けられたので、発注仕様書と別表の整合性を図り適正に実施されること。

### 2 各種委託業務、整備・更新工事の伺書について

各種業務、工事の伺書において、市の設計内訳書の未添付や添付されているが内訳書の金額欄が空欄のもの、契約書案の未添付のものが見受けられた。設計内訳書の原本は別ファイルにて整理・保管されているが、契約締結の決裁時に確認されるべき設計内容や金額確認、また、契約内容等一連の関係書類が伺書に綴られていないことから、八尾市水道局文書取扱規程に基づき、完結文書の整理方法について検討すること。

## 【検査係】

概ね適正な事務執行が行われていた。

## 【各課共通事務】

### 1 契約事務について

- (1) 各種委託等の業務について、業務の性質上、当初に導入した業者の専門的知識、経験等によって契約後の業務実施に際しリスク回避や円滑な業務遂行が図れる等の理由で、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号（性質・目的が競争入札に適しない）に基づく随意契約が多数締結されている。契約については、漫然と過去の実績等から特定の相手方を選定するのではなく、経済性・公平性の高い契約事務を遂行する見地から、随意契約を締結することを正当化するに足る事由を厳格に判断し、仮に随意契約しか手法がない場合においても、極力他者からの見積りを徴取し、契約金額の積算根拠の妥当性や競

争性の確保に努めること。

- (2) 過去に入札を実施した際に、業務遂行上、特に問題ない場合複数年継続して契約をする旨説明した上で契約し、新年度の同業務の契約締結に際し、このような説明を行ったことを理由として、過去の契約相手方と第2号を根拠条項とする随意契約を行っているものが見受けられた。長期継続契約の対象外の業務で複数年継続することを想定した契約を締結する場合、債務負担行為を設定した上で複数年契約を締結することが適当であるが、当該業務は債務負担行為が設定されていなかった。また、契約上明確ではないそのような説明を行ったことを理由として、「性質又は目的が競争入札に適しないもの」とすることは適当ではないので、適正な事務処理に改めること。
- (3) 委託契約における支払条件で、支払時期が適当でないものが見受けられたので、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき適正な事務処理に改めること。

## 2 文書事務について

- (1) 伺書において、決裁日、施行日、完結日や文書廃棄年月等の記載漏れが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。また、伺書における文書公開の公開区分で個人情報や印影部分に係るものが公開とされているなどの事例が見受けられたので、八尾市公文書公開条例に基づき適正な事務処理に改めること。
- (2) 文書処理簿や起案番号簿において、担当者印のないもの、件名が記載されていないもの等が見受けられたので適正に処理すること。